

多目的広場

営業時間・休館日	
休館日	年末年始

ご利用料金

1. 施設使用料				
時間帯	利用料金(入場料その他これに類する料金を徴収しないもの)			
	県内(市内・市外)利用者		県外利用者	
	平日	土日祝	平日	土日祝
8:30~12:00	4,950円	5,940円	7,425円	8,910円
8:30~17:00	10,600円	12,720円	15,900円	19,080円
8:30~18:00	12,380円	14,830円	18,570円	22,240円
13:00~17:00	5,660円	6,790円	8,490円	10,180円
13:00~18:00	7,420円	8,900円	11,130円	13,350円
17:00~19:00	3,530円	4,220円	5,290円	6,330円
19:00~21:30	4,410円	5,290円	6,610円	7,930円
延長料(1時間につき)	2,100円	2,520円	3,150円	3,780円

時間帯	利用料金(入場料その他これに類する料金を徴収するもの)	
	県内(市内・市外)利用者	県外利用者
	平日	平日
8:30~12:00	39,600円	59,400円
8:30~17:00	84,800円	127,200円
8:30~18:00	99,040円	148,560円
13:00~17:00	45,280円	67,920円
13:00~18:00	59,360円	89,040円
17:00~19:00	28,240円	42,360円
19:00~21:30	35,280円	52,920円
延長料(1時間につき)	16,800円	25,200円

【備考】

※入場料その他これに類する料金を徴収しないで営利又は宣伝を目的とする催物のために使用する場合の使用料の額は、前記の使用料の額に3を乗じて得た額を当該使用料の額に加算した額とする。

※入場料その他これに類する料金を徴収し、かつ、営利又は宣伝を目的とする催物のために使用する場合の使用料の額は入場料その他これに類する料金の最高額に100を乗じて得た額を前記の使用料の額に加算した額とする。

※多目的広場の一部を使用する場合の使用料の額は、当該使用する部分の面積に応じ、市長が定める

- (1) 入場料などの料金を徴収する場合の専用使用料は異なります。
- (2) 土・日・祝日は1.2倍、県外の利用者の場合は1.5倍の割増料金です。
- (3) 児童・生徒・学生または体育振興を目的とする公共的団体がアマチュアスポーツに使用する場合は半額です。

2. 器具使用料（1点または1組1回につき）

器具名	使用料
ハンドマイク	350円
ワイヤレスマイク・アンプ	870円
トランシーバー	350円
テント	990円
長イス	70円
パイプイス	40円
上記器具一式使用	1,670円

3. 附属設備使用料

設備名	使用料
照明施設 2基（1時間につき）	1,260円